

国 都 計 第 1 3 3 号
令和 6 年 1 1 月 8 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省都市局長
(公 印 省 略)

都市計画運用指針の改正について

今般、「都市緑地法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 4 0 号）の施行に伴い、「都市計画運用指針（平成 1 2 年 1 2 月 2 8 日付け建設省都計発第 9 2 号建設省都市局長通知）」の一部を下記のとおり改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

なお、改正後の指針（別添様式含む）については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

記

- ・都市計画運用指針を別添のとおり改正する。

以上